

05. 立面計画



煉瓦スクリーンにより周辺環境と対応する緑あふれる新庁舎

近接するメディアパークの外装材料である煉瓦を活用した外観デザインにより、統一感のある地域の風景の創出に努めます。また、シンプルなデザインとすることで、周辺環境に調和しつつ視認性の高い外観デザインを実現します。さらに、積極的な敷地内緑化に加え、東側ファサードには壁面と植栽が一体となった緑（緑化ウォール）を設け、緑豊かな外観を形成し、「ガーデニングシティ・いちかわ」に相応しい緑あふれる環境を生み出します。

周辺に対するプライバシーへの配慮

執務室の主開口面である東西面に煉瓦スクリーンを配置し、周辺建物とのダイレクトな視線の交錯を緩和し、プライバシーに配慮する計画とします。

環境性能の向上

煉瓦の積層によって縦方向のルーバーを構成する「煉瓦スクリーン」を設けます。この「煉瓦スクリーン」では、煉瓦の角度を緩やかに変えていくことで、東西方向の低い光をカットし、ブラインドレスな開口部を可能とし、自然採光・自然通風・外部の熱負荷の低減を両立し、環境性能の高い新庁舎を実現します。

来庁者を迎え入れる正面玄関

市道0117号に向け、人々を迎え入れる正面性のあるデザインとします。シンボルツリーや緑化ウォールを設置し、来庁者が認識しやすく、入りやすいデザインを実現します。

基本構想

P.31【機能整備の方針18】 周辺環境への対応

□ 周辺に配慮したデザイン

- ・庁舎の屋上や壁面、あるいは庁舎の周囲や進入路などを活用した緑地の配置を検討し、市民との協働により「ガーデニング・シティいちかわ」にふさわしい緑のある庁舎を目指します。

→※



ベランダに設けられた緑のカーテン
(つくば市役所/茨城県)

05. 立面計画



煉瓦スクリーン

時間とともに意匠性を増す煉瓦は、耐久性が高く、メンテナンス性にも非常に優れます。美観性・メンテナンス性の高い煉瓦を用いることで、「長寿命庁舎」にふさわしい外観デザインを実現します。

周辺住宅などとの見合いの視線の抑制

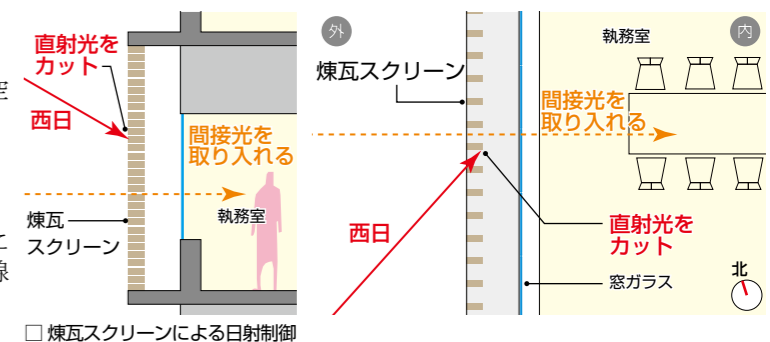
東西面と同様、住宅地に面する北面にも煉瓦スクリーンを配置し、隣接する住宅地との見合いの視線を抑制する計画とします。

良好な歩行空間の創出

勤労福祉センターに挟まれた市道 6081 号沿いには、歩道と落葉広葉樹の並木を整備し、良好な歩行空間を創り出すことによって、2つの施設を結びつけます。(新第2庁舎)

緩衝帯としての緑地の創出

北側の近隣住宅との間には緩衝帯を設け、近隣住宅地に対する圧迫感を軽減させます。また、車路に沿って灌木の混植による刈り込みを設け、車を誘導すると同時に、近隣住宅地に対する運転者の視線を遮るようにします。(新第2庁舎)



06. 断面計画

基本的な考え方

新第2庁舎は、日影規制や斜線制限など、建物形状に大きく影響する敷地条件があります。また、仮本庁舎時の「窓口機能の集約化」を実現するために、基準階面積を大きく確保する計画としています。また、将来の用途変更を見据え、あらかじめ給排水の配管の設備ルートを確保することで、任意の位置に水廻りの増設が可能な計画とします。

① 日影への配慮：

建物を敷地境界から13m離し、日影規制を満足させる計画とします。また、緑化によって景観的な調和を配慮する計画とします。

② 階高・天井高さ：

・仮本庁舎の際に市民利用の多い窓口を2階に集約できるよう、可能な限り基準階平面を確保し、日影規制や道路斜線制限に準じた計画とするため、基準階高を3.8mとし、執務室の天井高2.6mを確保します。

・1階については、階高5.0m、天井高さ3.0mとし、免震装置の設置やゴミ搬出車高さ(2.8m以下)、災害時の救援物資物流拠点としての活用も想定します。

・5階については、階高を4.2mとし、議場のある東側の天井高を3.0m(西側は2.6m)確保します。

③ フリーアクセスフロア：

基準階の執務室及び会議室にて、100mmを確保します。

④ 1階ピロティ駐車場+柱頭免震構造：

柱頭免震を1階ピロティ駐車場エリアに配置し、地中の掘削深さの合理化を図るとともに、掘削土の搬出や処分に係る費用を削減します。エレベーターシャフトについては、2階床より吊るす計画とします。

⑤ 浸水対策：

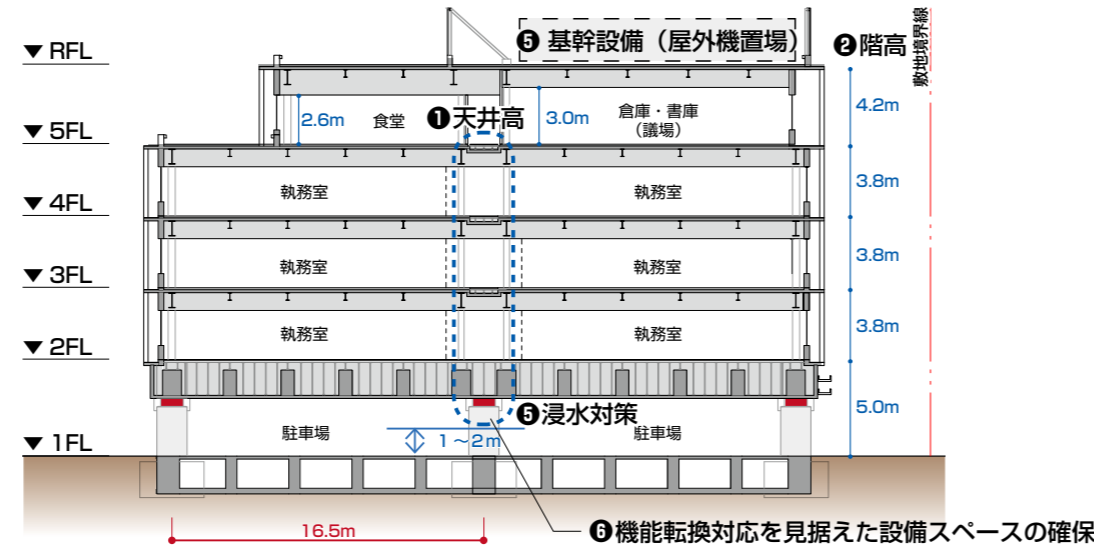
浸水リスク(1~2m)を踏まえ、窓口や事務室など主要機能は、2階以上に配置します。受電設備などの基幹設備は、浸水リスクのない最上階に配置します。

⑥ 機能転換を見据えた設備スペースの確保：

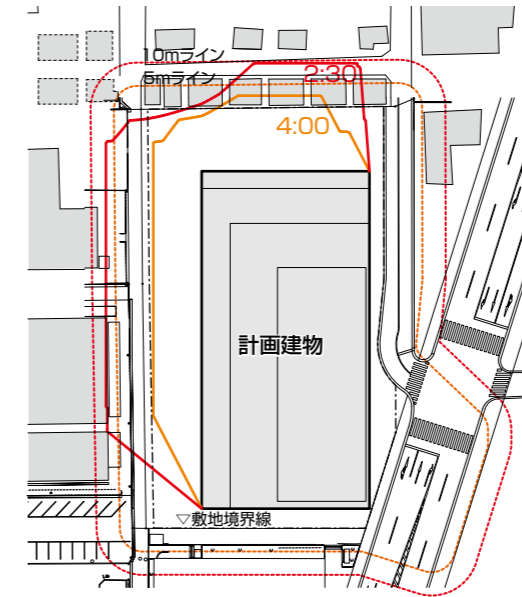
・中廊下部分の床下の梁成を抑え、組柱間の梁の間に床スラブ上のスペース(床ピット)計画し、給水・排水の配管の幹線ルートとして利用する計画とします。

・将来、給水・排水の配管の改修・更新、増設などを行う場合、下の階に影響の生じない計画とします。

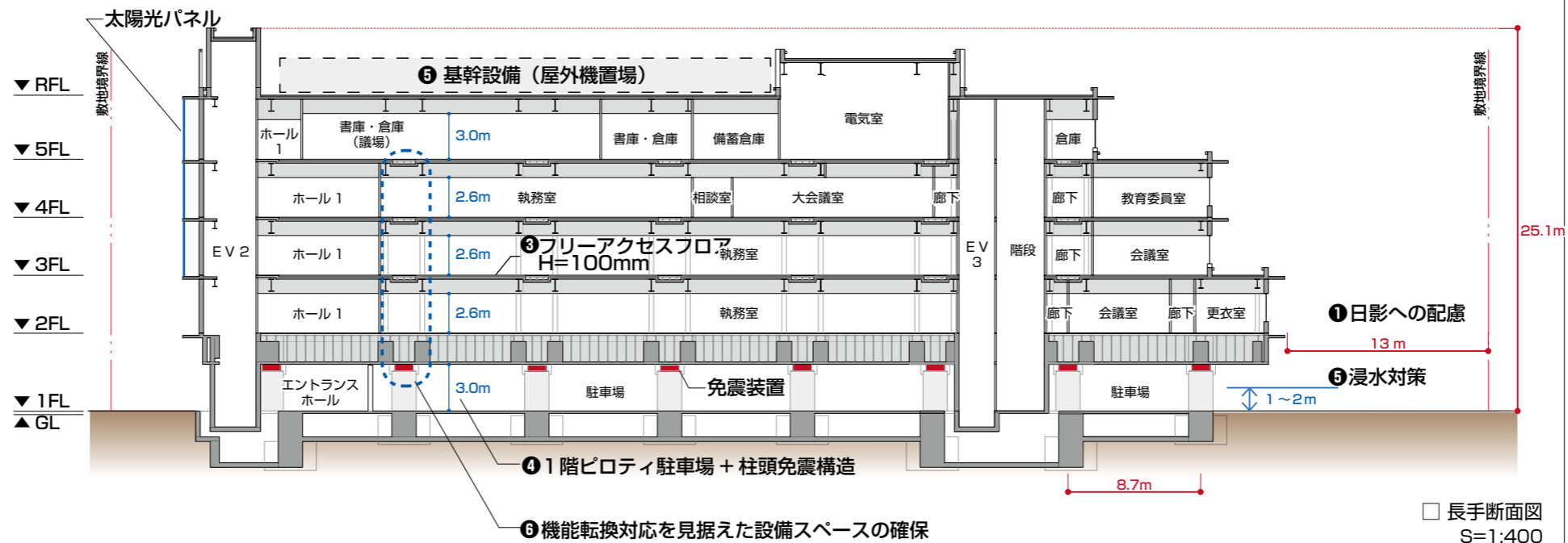
・トイレや洗面台、キッチン等の水廻りを、各階の任意の位置に増設できます。



□ 短手断面図
S=1:400



□ 等時間日影図
計画敷地：第一種住居地域
北側敷地：第一種住居地域
規制範囲 5m / 規制時間 4h、規制範囲 10m / 規制時間 2.5h
測定水平面 4.0m



□ 長手断面図
S=1:400

基本構想

P.23【機能整備の方針12】 情報・通信基盤の整備

□ フリーアクセスフロア

・床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入します。

P27【機能整備の方針15】 バックアップ機能の整備

□ 非常用発電装置

・消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電装置』を設置します。
・非常用発電装置などについては、浸水などの影響を受けないよう設置場所を考慮します。